

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時的取扱い（初診・診療所5月診療分）

		初 診						
		新型コロナウイルス感染症（疑い含む）以外			新型コロナウイルス感染症（疑い含む）			
		外来	往診	電話・情報通信機器 * A	外来	往診	電話・情報通信機器	
初診料	初診料	288	288	214	288	288	214	
	乳幼児加算	75	75	75	75	75	75	
	時間外・休日・深夜加算	○	○	○	○	○	○	
	小児科特例加算	○	○	○	○	○	○	
	夜間・早朝等加算	50	50	50	50	50	50	
	機能強化加算（要届出）	80	80	—	80	80	—	
	医学管理等	情報通信機器によるもの（4/10以降）	—	—	—	—	—	—
	特定疾患療養管理料	—	—	—	—	—	—	
	院内トリアージ	—	—	—	300	300	—	
在宅医療	往診料	—	720	—	—	720	—	
	時間外・休日加算等	—	○	—	—	○	—	
	在宅療養指導管理料	○	○	—	—	—	—	
投薬	院内	処方料（院内処方）	○	○	○	○	○	○
		処方料の加算点数	○	○	○	○	○	○
		調剤料（院内処方）	○	○	○	○	○	○
	院外	処方箋料	○	○	○	○	○	○
		処方箋料の加算点数	○	○	○	○	○	○
精神	通院・在宅精神療法	○	○	—	—	—	—	

●小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料施設基準の届出を行った医療機関で6歳未満の乳幼児等に電話・情報通信機器で初診を行った場合は、表内の*Aと同じ扱い。